

平成 3 1 年 第 5 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 3 1 年 3 月 1 2 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	石井正治
委員	古巻勲
委員	上野操
委員	松原秀成

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴田靖弘
	学校配置計画課長	川勝賢治
	学務課長	植田光威
	指導室長兼教育研究所長	市川茂
	学校施設担当課長	石塚修
	統括指導主事	松塚智加子

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡田隆史
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後1時 ただいまから、平成31年第5回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第1、署名委員を決定します。石井委員と古巻委員にお願いします。 続いて日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、第9号議案、第三次江戸川区学校教育情報化推進計画（案）についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	第9号議案、第三次江戸川区学校教育情報化推進計画（案）についてでございます。お手元に案のものをステープラーどめでご用意させていただきました。この件につきましては、第2回定例会、1月22日に開催を、文教委員会の協議会におきまして、一度お目通しいただいたものでございます。そのときにもご意見を幾つか、訂正というようなこともご意見いただいておりますが、それも含めまして最終的な案としてお示ししてございます。この間、2月には2週間パブリックコメントをおとりしまして、その意見も含めて2名から3件のご意見をいただきましたけれども、ほぼ全体の計画の中に含まれているご意見ということでございましたので、この案を、最終案を今回お示ししてございます。お開けいただきまして、ちょっと枚数が多いのでざっとになりますけれど、ご説明させていただきます。 まず、3ページ目でございますが、策定の趣旨ということで、区の長期計画、そして教育委員会が掲げる「こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区」の、この教育目標を総合的に教育施策として今進めている中で、この学校の情報化推進計画はその実現に向けまして、区立の小中学校における教育情報化の実態かつ課題を把握して、基本的な考え方を、進めていく方向性を明らかにすると同時に目標達成に必要な施策事業について計画を立てたものでございます。

位置づけでございますが、先ほど申し上げたとおり、長期計画、そして江戸川区の基本構想、基本計画、実施計画をもとに、また教育の教育目標のもとに策定してございます。4ページ目にその図表をしたものが位置づけとしてお示ししてございます。なお、昨年10月に策定いたしました働き方改革プランということと今後連動を図ってまいりますというものでございます。

計画の期間でございますが、31年度から34年度までの4カ年を計画の期間として設定しておりまして、それぞれ2年ごとに「前期」、「後期」と位置づけをしてございます。これに先立って、平成22年から25年の間を第一次計画、そして26年から30年を第二次計画として進めてまいって、今回、第三次ということになります。

2章からは、現在の取り巻く状況ということで、そこに統計的なものですか、インターネットの普及ですとか、無線LANのサービスの普及ですとか、そういった今の背景をお示ししてございます。この中で書かれておりますのは、当初はやはりインターネットの利用というものが非常に多かったんですけれども、近年ではSNSですとか、そういったものに使われ方がシフトしてきているというような全体の動きをここにお示ししてございます。

9ページ目からは、教育を巡る動きといたしまして、学校指導要領の改訂がここで行われたということ、それをどのような形でICTの教育の形に変えて整理していくかというようなものがここから書かれてございます。デジタル教科書も法改正によりまして、紙の教科書と並行して使えるというふうに法改正もなったところでございますが、今後についてのこともここには触れさせていただいております。

また、12ページでは、重要性が高まる情報セキュリティということで、こちらも文部科学省が情報セキュリティのポリシーを平成29年に策定してございます。これも織り込んだ上で、この計画に盛り込むということでございます。

それから、14、15ページには、今の社会の第4次産業革命のもとの人材育成、国のその方針、そして先ほど申し上げました教員の勤務時間、働き方改革でもそうしたことがございましたけれども、この結果。そして、3章目からこれまで本区における、16ページ以降であります。本区における教育の情報化の取組みの現状と課題というものをお示ししてございます。これまで第一次、第二次の情報化推進計画で取り組んできたもののその状況について、こちらから示してございます。

大きく分けまして、教育で使うICT、そして、18ページで②番でお示ししております校務での情報化というものを……。

石 井 委 員	警報が本当かもしれないので、一旦中断してもらっても。
教 育 長	ちょっと中断します。
〔委員会一時中断・事務局警報内容確認〕	
事 務 局	警報は誤報です。
教 育 長	では、再開します。
教育推進課長	これまで、大きく教育の中で使う I C T、それから教員が校務を行う上での I C T、19 ページに書いてございます、今、特別支援教育の中でもこの I C T の活用が進んでいるという現状をお示ししてございます。 それから、これは現状をずっと書いてございますけれども、続いて 27 ページをごらんいただければと思います。こちらには参考といたしまして、これまでの計画期間での設備状況というものをまとめてございます。平成 29 年度ということで、実施状況として I C T 活用にかかわる研究授業の実施率ですとか、それから活用状況の検証ということで、これは大型提示装置といいますデジタルのテレビを使って、電子黒板を活用しているもの、多く使われているという、そういった今までの取り組みをまとめてずっとお示ししてございます。 それを受けまして、31 ページ目からは今後取り組むべき課題ということで上げてございます。先ほども申し上げたとおり、三つの大きな柱をもとに、これについて進めてまいりますということでございます。 4 章目からは、基本的な考え方、基本的な目標をここから新たなものを第三次のものを上げてございます。江戸川区の教育情報化の基本目標として、21 世紀にふさわしい教育の実践にあたり、既に整備された I C T の情報基盤をベースに、より一層の I C T の利活用を図るための取組みを恒常的に推進し、「情報活用能力をはぐくむ I C T」を確立するとともに、校務における I C T を活用した教員の働き方改革を通じて一層の教育の充実を図っていくということを基本目標に掲げさせていただいてございます。 それぞれ、そのもとになります 34 ページから、基本方針ということで、7 点を上げています。この七つの取組みの状況を体系化したものが 37 ページで、図表でお示ししてございます。三つのポイントとしてシステム、それ

	からネットワーク、そしてデバイスと、それからコンテンツ・内容、そして教職員ということで、それぞれの七つのものがこのように三つの柱のもとで取り組んでいくということでございます。 39ページからは、この七つのことにつきまして、一つ一つ具体的な取組みの方策ということでお示ししてございます。つくり方といたしましては、41ページにございますとおり、それぞれの事業、事業名、そしてそれぞれ具体的な取組みを前期、後期、4年間にわたってこのような取組みをしていますということでつくり込みをしてございます。前回ご意見いただきました指標というようなことがありましたけれども、これはやはり抽象的な表現になってしまっておりましたので、今回削除させていただいております。事業としては、このように七つの柱に基づいて21まで組ませていただいております。 その後は、またプログラミングというようなことが新たに入ってきました。51ページ目から、そのプログラミング教育などの新しい内容の教育の推進ということで掲げております。こちらについても同様に事業名、そして4年間の計画をお示ししてございます。全部で事業数としては29の事業を掲げているものでございます。 情報化推進計画をもとにいたしまして、各公立の小中学校における教育用、そして校務用、それから特別支援教育といった三つの柱について、今後4年間にわたって進めていく方針を掲げさせていただいたものでございます。なお、この計画を推進するに当たりまして、技術はどんどん進んでまいりますので、前期2年間を終えた時点で見直しを図りまして、後期に入ってまいりたいということで進めていきたいと考えてございます。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。
上 野 委 員	一つだけ、16ページの図がありますね、図表が。この中で6の教育の情報化を推進できる人材の育成というところが、バランスとしてはへこんでいますよね。それと、50ページの事業20のところ、役割に応じた計画的な人材育成というのがありますよね。前の表のこの6と、この50ページのところとはどういう関係があるんですか。要するに、育成の具体的な方法ですか、これは。
教育推進課長	16ページは、第二次の計画を進めている間のアンケートをとったりとか、そういった結果の表になってございます。ここからいうと、やはりこのIC

	Tをどのように使い切れるかということで、そこが一番のネックであろうというところが、課題だと思っています。50ページに掲げる役割に応じた計画的な人材育成とありますけれども、この一番上にございます情報化推進リーダーというものを今も、これまでも設置しております。 各学校にリーダーを、情報化推進のためのリーダーを設置しまして、その方が各学校の中でそれぞれの教員、仲間といいますか、ほかの教員に情報化を進める上で指導する立場というふうに位置づけておりますけれども、そういった方々をまず育成していくことが、まず大事だろうということで考えています。その上で、その方々がそれぞれの学校の中で、ほかの教員も含めてICTの活用をした上での指導力向上に向けて取り組んでいくという、そういったことをここに掲げさせていただいております。それぞれのその役割ということでございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。ただいまのでよろしいでしょうか。
上 野 委 員	結構です。
石 井 委 員	大まかなところでお伺いしたいんですが、この推進計画でもって、例えば重点校を設置するとか、そういうお考えはありますでしょうか。
教育推進課長	これまでも推進校とか、そういった指定をしてきたりしているんですけれども、特に、小学校が二つのブロックで年度は分けてリプレースをしています。来年度、26年にリプレースした小学校にリプレースをします。そうしますと、環境が実は変わってしまいます。もう一つは28年度にやるんです。変わるとにその当時の一番最新のものを導入するという方向でやってきたんです。中学校も5年でリプレースをしますので、環境が変わります。その環境が変わるときに、やはり使い方も変わってしまいますので、その学校で先行して研究課題をやっていただく学校も指定をしてやっていただくということで、一斉によーいどんというわけにはいかないと思いますので、推進校1校ないし2校事前に指定させていただいて取り組んでいただく。 実は来年度中学校にプロジェクターを全校設置しますということで予算を組ませていただきましたが、前倒しをしまして今年度からある中学校で先行導入して、今研究をしていただいています。研究発表していただいたり、ほかの中学校の先生方にその研究課題の発表をしていただくというようなことで、一応先行推進校ということですが、やらさせていただいて、それ

	で全体に共有というようなことで取り組ませてはいただいています。
石 井 委 員	わかりました。ありがとうございます。
松 原 委 員	ありがとうございます。今、これ見ていて、教頭になったのが平成3年なんです。ちょうど全校に、いわゆるパソコンが設置された、30年たつてここまで来ているんだなという思いがあります。特に51ページからのプログラミング教育が小学校におりてきて、プログラミングという形でページ数はわずか年2ページなんだけど、これ正直言って、いわゆるうちの、今勤務している大学でもやっと去年から環境が整備されて、いわゆるアクティブ・ラーニング施設ができて、それは文科省の強い指導があつてのことなんですけど、ぜひ区としては研究校をこの観点で設置してもらって、環境整備はまだ当然お金がかかるから無理だと思うんですけど、授業の工夫というの、アクティブ・ラーニングの、いろいろな手法があると思いますので、ぜひ現場のほうにもうまく伝達させて、ぜひ積極的に実行してもらえればなと思っているんですけど。
教育推進課長	実は、私どもの区では、全校に教育用の電子黒板を入れたときから支援員というものを配置していきまして、これは委託でありますけれども、今現在、8名の支援員が各小学校、中学校をエリアに分けまして、日々歩いております。その内容というのは、授業をつくるためのその支援、それからもちろん先生方に対する支援です。それから、ときには授業自体の支援にも入っているし、と同時に今28年からは、子どもたちに対する研修といいますか、ICTのコンピュータ室を使つての授業も各学校でやっています。 そうしたことで、ただハードだけそろえるということではなくて、これを活用するための、特に最近はプログラミングがやはり小学校の先生方からはリクエストが多いという報告を受けていますけれども、そういった支援員の力も使いながら、このハードをいかに活用していくかというところにも力を入れているところでございます。これからも進めていきたいと思っています。
石 井 委 員	4ページの計画期間に関連するところでお伺いしたいんですが、前期、後期と分けられていて、前期で一旦見直しを図るということなんですが、そのときには各学校からの報告なども受けるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

教育推進課長	以前、第一次、第二次までは、特に第一次のときは目標を掲げさせて、その達成度というものでやったんですが、実は第一次は、こちらから目標設定してしまいました。そこで、達成率が悪いとか、そういうようなことがございましたので、第二次では各学校で目標設定をさせ、その実行、どれだけ実施できたかということを毎年検証しておりました。今回、第三次については、やはり各学校での取組み状況について、それぞれやはり学校で目標を立てていただいて、その上での達成状況も確認しながら次の年度に進むというような方法をとってまいりたいと考えています。
石井委員	わかりました。ありがとうございます。
古巻委員	すみません。50ページですけど、事業の21、これ以外に第一、第二の段階のときに見せていただいたときにちょっと感じたんですけども、いわゆるスキルの問題のほうのポイント、その辺のチェック体制というのは、どういうふうにしてやるのかというのが、どこが基準になっているのか、ここには文科省の基準によって調査云々とありますけれども、その辺のところは各学校にその辺の委ねをされているのか、区として考えていらっしゃるのか、その辺がちょっとどうなのかなというふうに。
教育推進課長	この計画の策定は、情報総合研究所というところに委託をしましてやっております。そこは、こういったシンクタンク的なところの研究所でございまして、ここが検証ですとか、そういったものも含めて毎年我々から委託をしてやっております。そこが、例えばアンケート調査をつくったり、検証の部分もその委託の中でやっている、そういうところに我々が委託してやっております。具体的に、ここにもございますとおり、文部科学省での基準をもとに、それぞれ学校がどの程度の活用ができているかということも検証しながら進めているところでございます。
古巻委員	個々のスキルに差異が生じた場合は、特訓みたいなことをやらせてほしい。これ、その人の能力とかという問題がかかわってくると思いますので。
教育推進課長	授業の達人的な人たちは、こういったICTは余りという方もいらっしゃいます。その両方をその授業の経験をどうやってICTを使った若い方々が、ICTの使い方が長けている方々にどうやって伝えられるかというのが、それは本当にその学校の中でのOJTといえますか、そういうところにかかわ

	っていると思うんですが、非常に本区若い教員が多いもので、その中で逆に若い人のほうは使い方を全部教わりますと、これをどう使えということが結構早くできるものですから、逆に横に広がっていくということもあります。 先ほど言ったように支援員が回っております。特に求めに応じても行きますので、ここを教えてほしいという連絡をいただいてそこに行くということもしていますので、その中で進む人はどんどん進んでいくし、ただ、それを中で広げてほしいということは、今やっているつもりなんですけれども。
古 巻 委 員	関連して、私はちょっと気になるというか、気がかりなのは、そういった技術的な部分とか、そういうスキルの部分でもって時間を割いたりとかしているときに、肝心の教育の原点といいますか、子どもと面と向かって、顔と顔を向き合わせてのいわゆる対話をしながら教育していく、それは単なる知識や何か問題ではなくて、人格的な教育をするという、そういう物理的な時間がどうしてもこの辺、軌道に乗ってくればいいんでしょうけども、それまでは大変難しいのかなというふうにちょっと思ったものですから。
教育推進課長	よく言われるんですけど、ICTを活用するといいますけれども、実は1単元ですっとこれを使っているということではないと考えています。いかにわかりやすく見せるためのツールでしかないと思っていますので、興味を抱かせるためのツールであり、どうやってわかりやすく見せるかのツールだと思っていますので、基本はやはり、何といたらいかな、授業を……、指導力ですね、それをどうやってうまくわかりやすくできるかのツールだというふうに思っていますので、よくこういったICTを使っている、使っていないという言葉はいただくんですが、1日中、1時間中使っているものではないというものだと思います。
古 巻 委 員	わかりました。
教育推進課長	使うところに効果的に使っていただくというようなことで、基本考えていただければいいのかなというふうに思います。ただ、それぞれ先生がつくった教材は、学校LANの中で共有できるようにはなっていますので、ぜひそれを使ってもらいたいんです。ある小学校の算数の教材でつくった、これをほかの先生にも使ってもらえるように、先生方が持っている端末で見られるようになっていますので、そこにアップしてみんなで共有できるようにという環境はつくっているんですけど、なかなか難しいところかなというふうに。

古 巻 委 員	わかりました。
上 野 委 員	先ほど、授業の達人のような先生は余り関心がないというのか、得意じゃないというのか、ちょっとわからなかったんだけど、今、古巻先生の懸念は、私はむしろそこにあるんじゃないかと思います。立派な先生方ばかりじゃないですか、達人は。情熱的で。その人が、余り関心じゃないということは、どういうことなんですか。
教育推進課長	関心がないとは……。
上 野 委 員	そう表現したのは……。
教育推進課長	必ずしも関心がないということではないと思うんですけど、今申し上げたとおり、効果的に使ってもらうツールであるということを皆さんに承知してもらえればいいかなというふうに思います。
上 野 委 員	それはわかりました。ちょっとすみません、それで51ページ以降あたりに東京都のプログラミング教育推進校に指定されている3校というのは、具体的にどこの学校ですか。
市川指導室長	3校は全て小学校でして、区内の小学校です。東小松川小学校、それから西一之江小学校、上一色南小学校です。今年、今年度と次年度も2年計画で指定受けていますので、次年度もこの取組みは続きます。
上 野 委 員	指定されたというのは、東京都がいきなり指定したんじゃないくて、こちらで指定したんでしょう。
指 導 室 長	立候補でございます。
上 野 委 員	その辺、言っておいてもらわないと。わかりました。
石 井 委 員	書式の問題なんですけども、ワープロって全角の数字とか、全角の英字って、その文字列に関係なく勝手に改行してくるんです。それがよくあらわれてしまっていて、例えば80年代とか、70年代だとか、7と0で行が分か

	れている。I C Tについても、1カ所I Cで改行になっているようなところもあったりしまして、そんなところだけでも改行注意していただきたいなと思います。欲を言いますと、音節以外のところで改行されるのはとっても、何か気持ち悪い感じですよ。そこまではお願い申しませんが、全角の数字と全角の英字の改行をご注意いただければ。
教育推進課長	わかりました。
教 育 長	ほかにはよろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになければ、第9号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ご指摘の修正等をしてこのように決定をいたします。 次に、第10号議案、江戸川区立学校事務職員の職務に関する規程の制定についてを議題とします。事務局からご説明をお願いします。
教育推進課長	第10号議案、江戸川区立学校事務職員の職務に関する規程の制定についてでございます。こちらにつきましては、お手元に規程の案をお配りしてございますが、学校の働き方改革プランの中で、実は教員の学校での役割の整理というような項目を掲げてございます。やはり教員の長時間勤務の是正の一つとして学校内での業務の役割をはっきりしましょうということを趣旨にしまして、実は、これは以前から都の教育委員会からも標準職務表というのが示されておりまして、各区市町村の教育委員会でもこうした、この通知をもとに学校事務職員の職務について定めていただくようお願いするというような通知が22年に出ておりました。ただ、その後、以降、定めておりませんでしたけども、今回の働き方改革プランの実行の一つとしまして、今回、学校事務職員の職務について改めてここで定めさせていただくというものでございます。 第一条の目的でございます、この規程は、市町村立学校職員給与負担法第一条及び江戸川区立学校の管理運営に関する規則の職務についてということで、事務職員の職務について定め、学校事務の適正かつ円滑な執行を図る

	ことを目的とするというものでございます。 内容につきましては、この下のほうにございます別表ということで、それぞれ区分の総務、人事、給与、財務、そして学務、福利厚生といったもので、それぞれ今回職務の分類、具体的な職務例ということで規程を設けさせていただくというものでございます。 この規程を定めるに当たりましては、東京都の標準職務表をもとにいたしまして、本区での実態というものを勘案して校長会、それから副校長会、そして事務職員会等とこれまで意見をいただきながらまとめてきたものでございます。この標準的な職務をお示しすることで各学校の中で役割分担をはっきりした上で、その上での教員、特に副校長の職務でしょうか、その部分が事務職員との役割分担がはっきりできるだろうということでの規程でございます。 これにつきましては、平成31年4月から、これを適用させていただきたいというものでございます。説明は以上でございます。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。
松 原 委 員	すみません、1点だけなんですけど、総務のところの2段目のところに学校基本調査がありますよね。これ、今まで副校長の仕事だったと思いますが、都の指導だと思うんですけど、これ、現実的に事務さんができると私は思いますが、この辺いかがでしょうか。
教育推進課長	最初から全部事務ができるかどうかというところがあるかと思いますが、やはりあえて役割をはっきりさせてあげることで、あなたの職務であると、そこに副校長先生が最初は指導が必要なのもかもしれませんけれども、かわっていただくということでの分けをはっきりさせていただくということでさせていただきました。 以前は、学校基本調査もかなり紙ベースでやっていましたけども、今データでのやりとりになりまして、以前はそれこそ5月の連休中はみんな仕事をしていましたけど、今はそういうこともなく、データ化されてきているということもありますので、事務職員には端末を持たせておりますので、十分これもこなしてもらいたいという思いでございます。
松 原 委 員	わかりました。

教 育 長	他になければ、第 10 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第 11 号議案、江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第 11 号議案、江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をお配りしてございます。 今回、実はこの改正につきましては、2 枚目の付則をごらんいただきたいんですけれども、「この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年十二月一日から適用する。」ということで書かせていただきました。実は北小岩のスーパー堤防の土地区画整理、それが実施された時点で街区が変更になっておりました。その街区の変更を実は読み込みができていなかったということで、ここでさかのぼって改正をさせていただいて、適用させていただきたいというものでございます。 具体的には、1 枚目の途中から別表をごらんいただきたいんですが、1 枚目の裏側、中小岩小学校、旧で言いますと「北小岩一丁目二番～二十一番」となっていたんですが、この区画整理によりまして 21 の後に 22、23、34、25、26 番の街区が新設されました。エリアは同じなんですけれども、街区が 26 までということになりましたので、ここを変更させていただきたいというものでございます。ですので、学区域のエリアは変わっていないんですが、住居表示が変わったということが反映できていなかったのものでございます。ここですみませんが、さかのぼって適用させていただくというような改正で 1 枚目にあります江戸川区教育委員会の新のほうで赤く表示してございますが、これは改正時の文言整理ということであわせて行わせていただくものでございます。こちらについては、以上になります。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますか。
上 野 委 員	公布の日というのは、いつなんですか。
教育推進課長	公布の日は、本日この議案として議決をいただいてから決裁をしまして、

教 育 長	その上ですぐ公布をさせていただきます。ですので、今週中にはさせていただきますくつもりでございます。 よろしいでしょうか。ほかになれば、第11号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第12号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第12号議案、江戸川区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をお配りしてございます。それと、別紙の様式も参考におつけしてございます。今回のこの改正につきましては、改元に対応するということで、様式等にこれまで平成というような表記が別紙に入っていたんですけども、それを除かせていただくというものでございます。それから、文言整理をさせていただいたものでございます。 1ページ目をごらんいただきますと、江戸川区立幼稚園入園申込書、それから江戸川区教育委員会ということを目途で追加させていただいております。江戸川区立幼稚園入園申込書といいますのは、第1号の様式ということで、このタイトルにございます江戸川区立幼稚園入園申込書というものをこちらに表記させていただきました。旧のほうをごらんいただきますと、入園申込書という表記で規定をされておりましたけれども、この様式に合わせまして江戸川区立幼稚園入園申込書と改正をさせていただいております。 それから、最後の付則の部分でございますが、付則のすぐ上に別記様式ということで別紙のとおり改めると表記をし、そして付則につきましては、この規則は、公布の日から施行するとしています。 実は、今、区役所内で改元に当たりまして、平成、それから、例えば申請書でよくあるT、S、Hとかそういう表記は外しましょうということで今整理が全体でされております。その中の一つとしてこの幼稚園の入園申込書についても、これまで平成という文言が書かれておりました。生年月日ですとか、日付の部分に平成という表記がこれまではありましたけれども、これを削除させていただくという、そういう改正内容でございます。この件については、以上でございます。

教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございませんか。
古 巻 委 員	ということは、西暦表記とか、あるいは新しいものに、これはまた記載されていくような形になるのか。
教育推進課長	西暦での表記は区の場合、こういう申請の場合には使っておりませんので、和暦になるということであります。
教 育 長	ほかにございますでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になれば、第１２号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定します。 続いて、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義使用承認についての報告にまいります。それでは、事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	教育委員会の後援名義等の使用申請につきまして、教育推進課から１件の報告でございます。行事名は、子どもたちのための芸術ふれあいフェスティバル２０１９、申請者は実行委員会の実行委員長、今回で１１回目のこのイベントの申請でございます。同時に区の後援の名義使用の申請もされているとお聞きしてございます。 事業目的・概要ですが、芸術鑑賞、芸術文化体験及び伝統文化との触れあいを通じて、子どもたちの想像性、表現力、社会性を育むことを目的とする。例年、区や小中Ｐ連、小中校長会、医師会も後援をいただいているというものでございます。 実施日時でございますが、平成３１年７月２１日、タワーホール船堀の大ホール・展示室ほかで開催をされます。対象は、区内小・中学生、そして一般区民でございます。経費の徴収でございますが、参加プログラム毎に材料費等を徴収するものでございます。

教 育 長	企画書、そして今回のパンフレットの案というもので原稿をいただいております。例年、この7月に開催をされている事業でございます、今回はオズの魔法使いというのがメインの、大ホールを使っの事業だということでお聞きしております。それぞれ、この入場券ですとか、それからこの企画書にありますけれども、いろいろな体験等については、商品ですとか体験の部分につきましては実費をいただきたいというようなことでお聞きしております。ちなみに、昨年の実績でございますが、延べ3, 200人の方が来場されたということでご報告をいただいております。 前回と特に大きな変更点はありませんので、了承するということでよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、教育管理職の異動についての報告にまいります。 この報告は、人事に関する案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより、会議は秘密会となります。 それでは、傍聴人の方は退出願います。なお、秘密会終了後の再入室は可能です。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕 〔傍聴人入室〕
教 育 長	それでは、いじめ電話相談（平成31年2月分）についての報告にまいります。事務局から説明をお願いします。

市川教育研究所 長	本日は、いじめ電話相談の2月分について報告をさせていただきたいと思います。資料の月別相談件数をごらんいただきたいと思います。2月は、2件、延べ回数は2回でございます。 相談の学齢別・男女別件数をごらんいただきたいんですが、1件1回は小学校3年生の男子児童にかかわる相談。それからもう1件は小学校4年生の女子児童に関する相談でございます。 概要のみ申し上げますと、まず小3の男子児童にかかわる内容については、友達になんですが、下校のときにかかわれるとか、あとグループの中で命令をされるとか、そういったようなことがあると。学校は対応しているんだけれども、最悪の場合、転校も考えたいというようなお母様からのご相談でした。こちらについては、転校については、学務課学事係が所管ですので、そちらをご案内するとともに、あとこの方、指導室や学校への改まっての連絡はご希望されませんでしたので、状況が改善されない場合は、また再度ご相談くださいということで相談は終わっています。その後、この児童については継続的に電話がかかってくることはありませんでした。 もう一件、小学校4年生の女子児童の件でございますけれども、こちらは女子の子ども同士のグループの中で孤立するような状況があると、その中で悪口を言われたりとか、ほかの同級生からも悪口を言われたり、たたかれたりすることも出てきたと、そういったような内容でした。この件、学校は管理職も含めて対応しているんだけれども、なかなか改善しないということでご相談があったんですけれども、この件に関してはお母様のほうが指導室への情報提供を希望されましたので、指導室のほうにも研究所から情報提供しました。指導室のほうと今現在学校がやりとりをしながら、学校が継続的に子どもたちへの指導、それから保護者への連絡等を進めているところでございます。ですから、現在もまだ対応中ということでございます。 内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	何か質問、ご意見はございますか。
石 井 委 員	小学校4年生の女子生徒についてお伺いしたいんですが、主訴につきまして、暴力、そして持ち物というところにチェックが入っておるんですが、これは具体的にはどんなことになっているんでしょうか。
教育研究所長	暴力というのは、同級生からたたかれたりということです。それから、持ち物というのは具体的に何をという、ちょっと説明がなかったようなんです。

	が、物を壊されることがあったというふうにお母様はおっしゃっていたそうです。
石 井 委 員	ありがとうございます。
松 原 委 員	加えてなんですけど、この女兒は、そのまま５年生に進級するということがいいんですか。
教育研究所長	はい。
松 原 委 員	わかりました。
石 井 委 員	小学校ですと、１、２、３、４、５、６というような感じでもって、３回ぐらいクラス替えがあるというのが結構一般的かななんて思うんですけど、当該校ではいかがでしょうか。４年から５年に上がるときクラス替えがある。
教育研究所長	これは、今、石井委員がおっしゃったのは慣例的にそういうふうな学校が多いといったところだと思います。５年生になる際に学級編制替えは予定されているということですが、ただ、学校ごとに完全に明文化してルールに決めているわけではないので、ですから多くの学校は、特にほぼ毎年学級編制替えをしている学校も中にはあるんですけども、ただ本校の場合は、４年生から５年生の間にかけてはかならずやるといったところですので、ですから、それが一つの関係改善につながればいいなというふうに思っているところです。
石 井 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、平成３１年第５回教育委員会定例会を終了します。
	閉会時刻 午後２時０２分